

名古屋市スポーツトレーニングセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

### 名古屋市条例第73号

#### 名古屋市スポーツトレーニングセンター条例の一部を改正する条例

名古屋市スポーツトレーニングセンター条例（昭和58年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「別表第1」の次に「又は別表第2」を加え、同項ただし書を削る。

#### 別表第1中

「

300円	300円	300円	400円
2,100円	2,100円	2,100円	2,400円

「

450円	450円	450円	500円
2,100円	2,100円	2,100円	2,400円

300円	300円	300円	400円	を	450円	450円	450円	500円
2,100円	2,100円	2,100円	2,400円		2,100円	2,100円	2,100円	2,400円
300円	300円	300円	400円		450円	450円	450円	500円

に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2

名古屋市上社レクリエーションルーム

使用区分	利用料金の基準額	
	1回	回数券
普通自動車（1台につき）	500円	11回分 5,000円 25回分 8,300円
備考 駐車時間が30分以内のときは、無料とする。		

附 則

- この条例は、令和8年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の名古屋市スポーツトレーニングセンター条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。
- この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者の利用料金の額については、なお従前の例による。
- この条例による改正前の名古屋市スポーツトレーニングセンター条例の規

定に基づいて交付されている回数券を使用する場合に係る施行日以後の使用については、なお従前の例による。